

山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン

平成 30 年 7 月

山形県農林水産部

農林水産部総合評価落札方式ガイドライン

目 次

1	ガイドラインの趣旨	1
2	総合評価落札方式の概要	1
2-1	総合評価落札方式の考え方	1
2-2	総合評価の方法	1
2-1-1	総合評価の概略手順	1
2-2-2	総合評価における評価方法について	1
2-2-3	学識経験者からの意見聴取について	2
3	手続きの流れ	4
4	実施の手順	5
4-1	対象工事の選定	5
4-2	総合評価落札方式の分類及び分類ごとの評価の視点	5
4-2-1	総合評価の分類	5
4-2-2	分類ごとの評価の視点	5
4-2-3	評価基準の設定	6
4-3	標準型の実施内容	7
4-3-1	適用上の留意点	7
4-3-2	実施の方法	7
4-3-3	評価項目の設定	7
4-4	簡易型の実施内容	10
4-4-1	適用上の留意点	10
4-4-2	実施の方法	10
4-4-3	評価項目の内容	10
4-4-4	評価項目の設定	11
4-5	品質等確実点の設定	20
4-6	技術提案書等の審査について	20
5	評価内容の履行確保とペナルティ	20
5-1	技術提案、施工計画・品質管理に関する取扱い	20
5-1-1	性能等の確保	20
5-1-2	履行確認	20
5-1-3	ペナルティ	20
5-2	配置技術者の変更に関する取扱い	21
6	入札公告時の明示する事項	22

7 参考資料	2 3
8 様式等	2 4

(別紙)

《農業農村整備事業の地域貢献活動について》	2 5
《森林土木事業の地域貢献活動について》	2 9
《簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合の取扱い》	3 2

《参考資料》

1 農林水産部建設工事の入札方式選定フロー	3 8
-----------------------	-----

1 ガイドラインの趣旨

「山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン（以下ガイドラインという。）」は、「山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」に基づいて実施する総合評価落札方式の基本的な考え方を示すとともに、総合評価落札方式の実施における具体的な取扱いについて定める。

2 総合評価落札方式の概要

2-1 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをしたものを落札者とする方式である。

また、建設業者の地域における社会貢献活動等を適切に評価し、本方式に活用することとしている。

つまり、総合評価落札方式は、

- (1) 入札者となる企業からの積極的な技術提案等による技術面での競争を促進させるものである。
- (2) 価格のみならず総合的な価値による競争を促進させ、発注者にとって最良な調達を実現させるとともに、公共工事の品質確保を図るものである。
- (3) 効率的かつ効果的な社会資本の整備と民間の技術開発の促進に寄与する入札方式である。

2-2 総合評価の方法

2-2-1 総合評価の手順

本方式における評価は、概ね次のような手順で行うものとする。

- (1) 方針の決定（個々の工事に応じた発注者としての方針）
- (2) 評価方法の選定（方針に基づく評価項目の選定とその評価基準の設定）
評価項目の選定→評価基準の設定→評価指標の設定
- (3) 技術提案の評価（具体的な技術提案の評価）
技術提案の評価→入札時の総合評価
- (4) 技術提案の履行検証（提案内容の履行確認と結果の評価）

工事の特性を踏まえた技術提案を募集し、総合的に最も優れた提案をしたものを落札者として決定し、かつ、落札者の提案内容の履行を担保することが必要である。

2-2-2 総合評価における評価方法について

入札者から提案された技術提案（標準型）又は提出された技術資料（簡易型）と入札価格を基に価格と品質を数値化した評価値を求める。

評価方法は「除算方式」を採用する。

- (1) 評価値の計算（除算方式）

除算方式は、価格以外の要素を数値化した「技術評価点」（標準点＋加算点＋品質等確実点）を入札価格で割って評価値を算出する方法である。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{品質等確実点}}{\text{価格（円）}} \times 1 \text{ 百万}$$

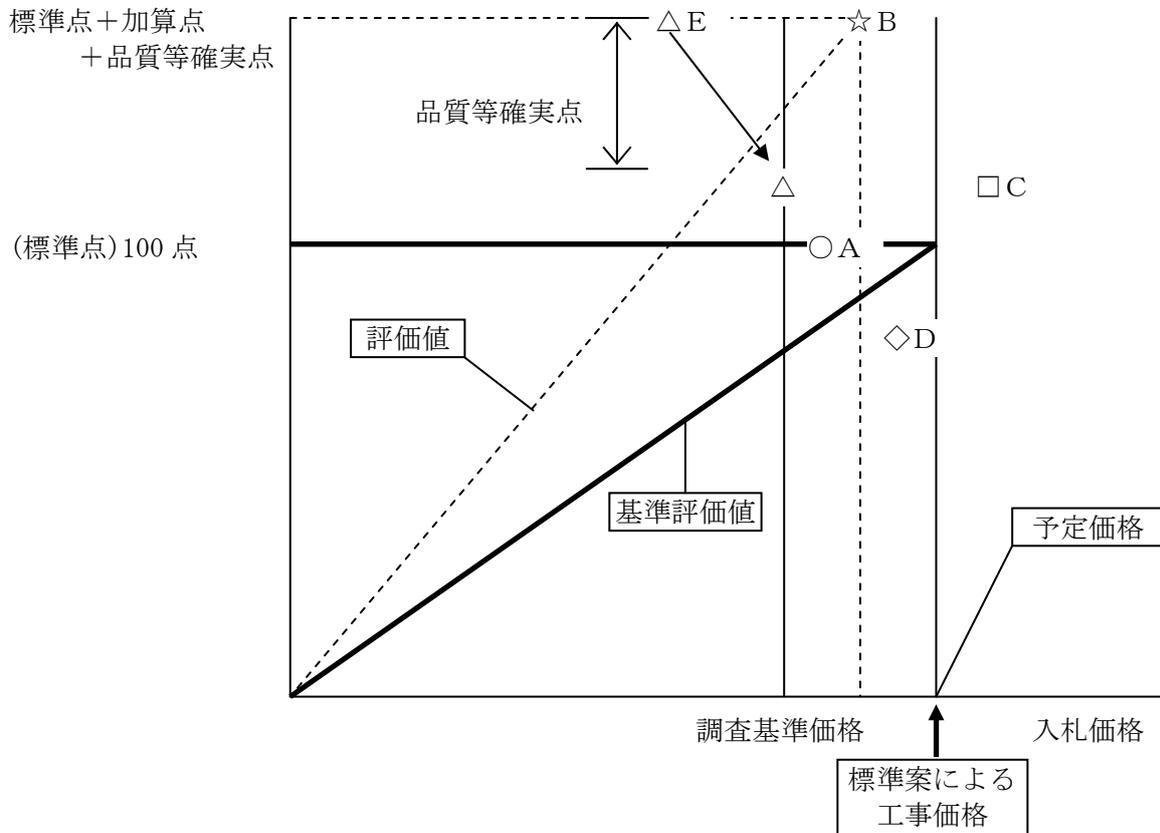
標準点：発注者が示した標準仕様を満足した状態 100点

加算点：技術力に応じた評価点

品質等確実点：品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する値
入札価格が、調査基準価格未満の場合は0点とする。

価格：入札価格とするが、調査基準価格未満の場合は調査基準価格とする。

(注) 予定価格よりも入札価格が高い場合、または評価値が基準評価値（標準点／予定価格×1百万）に達しない場合は落札者となれない。



- A, ☆B, □C, ◇D, △Eは、入札価格
- Cは、予定価格を超過したため落札者となれない。
- ◇Dは、基準評価値を下回るため落札者となれない。
- Aは、基準評価額を上回るが、評価値がBを下回る。
- △Eは、調査基準価格未満の場合なので、品質等確実点は評価されず、さらに価格を調査基準価格とするため、評価値が☆Bを下回る。よって、☆Bが落札者となる。

※なお、評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、小数点以下3桁まで同値で、落札者が判定できない場合は、判定できる桁まで表示する。

2-2-3 学識経験者からの意見聴取について

- (1) 地方公共団体の長は、総合評価落札方式一般競争入札を行う場合は、地方自治法施行令及び同施行規則により、あらかじめ、2人以上の当該事項に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

【参考】

地方自治法施行令（最終改正：平成26年9月25日政令第313号）～抜粋～

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3

項 本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かななければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

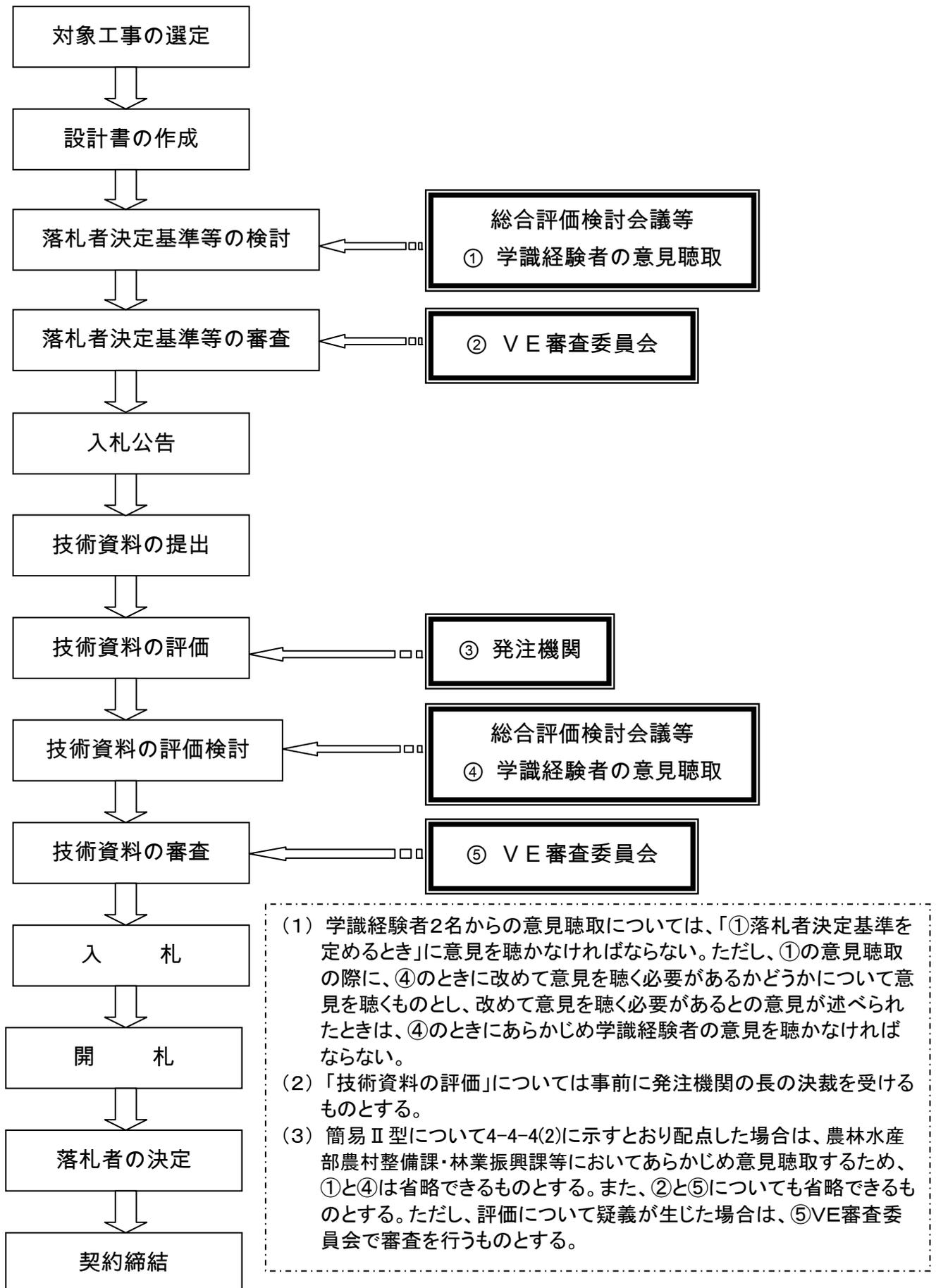
地方自治法施行規則（最終改正：平成26年3月31日総務省令第39号） ～ 抜粋 ～

第12条の4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項 及び第5項（これらの規定を同令第167条の13 において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

- (2) 学識経験者の選任については、農林水産部農村整備課・林業振興課等において事務手続きを行うものとし、意見聴取の手続き等については、契約担当者が行う。
- (3) 学識経験者からの意見聴取にあたっては、要綱第4条に基づく落札者決定基準に係る意見を聴き、また学識経験者が落札者の決定を行うにあたり改めて意見を聴く必要ありとした場合も意見を聴きものとする。
なお、落札者の決定を行うにあたり意見を聴く場合は、「技術評価にあたり留意すべき事項」であり、意見聴取時に示す「評価値」は参考として取り扱うものであることから、その後のVE審査会で覆される可能性があることに留意し、適切な取扱いと対応が必要である。
- (4) 当該工事の特性等を踏まえ意見を聴取するものとする。また、集合会議方式、個別面談方式いずれも可能とする。
- (5) 最初の意見聴取において「落札者の決定に関し改めて意見を聴く」ことに二人の意見が相違した場合は、双方の学識経験者の意見聴取を行うことを原則とする。
- (6) 簡易Ⅰ型については、標準型の取扱いによる。
- (7) 簡易Ⅱ型については、次のとおりとする。
 - ① 農林水産部担当課は、要綱第4条2項に基づき、年度初めに総合評価落札方式の制度内容の説明を行う。
 - ② 各総合支庁の契約担当者は、四半期ごとに対象工事選定及び落札者の決定について学識経験者へ報告する。
 - ③ 各総合支庁の契約担当者は、学識経験者への資料送付と併せ農林水産部担当課にも送付するものとする。

3 手続きの流れ

総合評価落札方式を適用する場合の標準的な事務フローは、以下のとおりとなる。



4 実施の手順

4-1 対象工事の選定

総合評価落札方式は、その特性を考え、原則として以下に該当する工事に適用する。なお、簡易な施工計画等により入札参加者の技術的能力等を評価しようとする場合はこの限りではない。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に維持管理費等を含めたライフサイクルコストに、相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の耐久性、強度などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事。

4-2 総合評価落札方式の分類及び分類ごとの評価の視点

4-2-1 総合評価の分類

本県における総合評価落札方式の分類は、下記の3タイプとする。

なお、分類はチェックシート（山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱 別紙1）により行うことを原則とし、選択した理由を明確にするため、チェックシートは設計図書に添付するものとする。

分類	対象工事	技術的内容	工事の設計金額 (左欄「技術的内容」に 該当する工事について)
標準型	技術的工夫の余地が大きい工事	技術的課題があり、特別な施工技術を要する	3億円以上（建築は5億円以上）は原則実施
簡易Ⅰ型	技術的工夫の余地が小さい一般	技術的課題があるが、特別な施工技術を要しない	1億円以上（建築は3億円以上）は原則実施
簡易Ⅱ型	的な工事	技術的課題が特にない	

(注) 総合評価落札方式の対象の設計金額は1千万円以上とする。

4-2-2 分類ごとの評価の視点

入札参加者から技術提案等を求め、総合的な評価により落札者を決定する際には、次の視点から評価を行うものとする。

- (1) 入札参加者から提案された技術提案を評価する。
総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境配慮、安全対策等の視点から技術提案を求め評価する。
- (2) 入札参加者から提案された施工計画（品質管理）を評価する。

<p>技術的課題への対応について、簡易な施工計画（品質管理）を求め評価する。</p> <p>(3) 入札参加者の技術的能力を評価する。 入札参加者の施工実績や工事成績評定等により評価する。</p> <p>(4) 入札参加者の信頼性・社会性を評価する。 入札参加者の地域貢献活動の実績を評価する。</p>

* (1)～(4)の評価は、単独及び併用することも可能。
なお、総合評価落札方式の分類ごとに設定する評価の視点をまとめると次のとおりとなる。

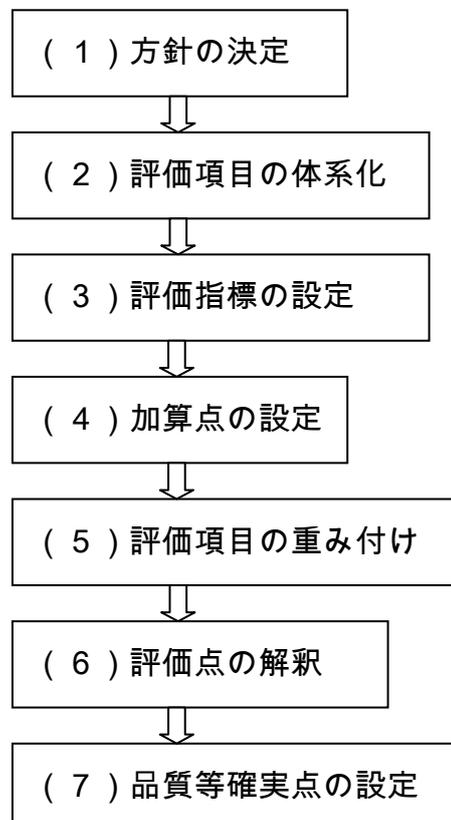
(○は必須、△は必要に応じ設定できる)

分類	技術提案の評価	技術的能力の評価		信頼性・社会性の評価
		施工計画・品質管理の評価	施工実績・工事成績等の評価	
標準型 (技術提案型)	○	—	—	△
簡易Ⅰ型 (施工計画審査型)	—	○	○	○
簡易Ⅱ型 (実績確認型)	—	—	○	○

4-2-3 評価基準の設定

総合評価落札方式における評価基準の設定は、(1)方針の決定、(2)評価項目の体系化、(3)評価指標の設定、(4)加算点の設定、(5)評価項目の重み付け、(6)評価点の解釈、(7)品質等確実点の設定の7段階の手順により行う。

評価基準の設定は、原則として以下の図に示す手順で実施する。



4-3 標準型の実施内容

4-3-1 適用上の留意点

(1) どんな工事で総合評価を採用するか⇒対象とすることが望ましい工事とは。

本方式では、入札価格がより安価な者がいたとしても、価格以外の要素に対する提案の評価がより高い者が落札者となる場合がある。したがって、技術提案の内容に沿った当該工事の実施により、工事サイト付近に居住する住民や道路等の施設利用者に対する工事实施に伴う影響の緩和が見込まれる工事や整備する構造物の機能発揮により、さらに公益が生ずる工事(例：交通渋滞が激しい道路における交通規制期間の短縮等)が、本方式の対象工事として相応しいと考えられる。

価格以外の要素を考慮することにより、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、発注者としての責務を果たすものであることを念頭におくことが必要である。

<参考：総合評価における施工上の技術的課題チェックシートを参照>

(2) 何を総合評価するか⇒何を価格以外の要素として評価する事項(評価項目)に設定するか。

具体的な評価項目を設定するには、価格が最低の額でない場合であっても入札時に提示される性能等に基づく工事の実施により、より高い発注者責任を果たすことが可能で、かつ、そのことが十分に説明できる項目を選定する必要がある。

なお、その項目は当該工事の施工において、担保できるものでなければならない。

(3) どのように総合評価を進めるか⇒実施による効果を確実にするために。

① 評価項目の選定にあたっての条件設定。

② 技術提案内容の適正な審査の実施。

③ 落札者による提案内容の履行の確保を、適正かつ確実にを行うことが極めて重要である。

(4) その他の留意事項

① 技術的要件は、入札説明書等において可能な限り詳細かつ具体的に明示すること。

② 落札者とした理由(総合評価を行う理由、落札者決定基準、落札理由)の公表を行うこと。

4-3-2 実施の方法

(1) 評価の方法の選定においては、評価項目の選定 ⇒ 評価基準の設定 ⇒ ペナルティの設定の順に行う。

(2) 技術提案の評価においては、技術提案の審査 ⇒ 入札時の総合評価の順に検討する。

(3) 技術提案の履行を検証することは、契約内容の効用の確保及び発注者としての公正な競争を図るため重要である。

4-3-3 評価項目の設定

総合評価の評価項目となる価格以外の要素としての項目を参考として例示すれば、次のとおりである。

対象	評価項目	配点 地域貢献有	地域 貢献 無	備考
技術提案	①総合的なコスト	18	20	必須
	ライフサイクルコスト等 ・維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。			
	その他 ・補償費等の支出額等を評価する。			
②工事目的物の性能、機能	性能、機能 ・初期性能の持続性、強度、耐久性、安全性、美観、供用性等の性能、機能を評価する。			
③社会的要請	環境の維持 ・騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を評価する。			

		交通の確保 ・交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）を評価する。					
		特別な安全対策 ・特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。					
		省資源・リサイクル対策 ・省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を評価する。					
	過去2年間における活動 [下記④と⑤を評価 (あわせて最大2点)]				選択		
地域 貢献 活動	④過去2年間における地域 貢献活動 [防災協定等活 動実績を除く]	工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動 実績あり	2	2	—	選択	
		県内（上記を除く）での活動実績あり					1
		県内での活動実績なし					0
	<農業農村整備事業> ④-1 国、県、市町村、土 地改良区との防災協定・活 動実績 [④-1または④-2のう ち該当のあるものを評価 (最大2点)]	国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、 工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実 績あり	2	2	—	選択	
		国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、 県内（上記を除く）での活動実績あり					1.5
		国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、 県内での実績なし					1
	<農業農村整備事業> ④-2 過去2年間における 活動実績（市町村、土地改 良区との防災協定なし） [④-1または④-2のう ち該当のあるものを評価 (最大2点)]	防災協定等を結ばないで、工事施工場所を所管する 総合支庁管内での市町村、土地改良区が行う農村地 域の防災活動実績あり	2	1	—	選択	
		防災協定等を結ばないで、県内（上記を除く）での 市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績 あり					0.5
		防災協定等を結ばないで、県内での市町村、土地改 良区が行う農村地域の防災活動実績なし					0
	<森林土木事業> ④-1 国、県、市町村との 防災協定・活動実績 [④-1または④-2のう ち該当のあるものを評価 (最大2点)]	国、県、市町村との防災協定を結び、工事施工場所 を所管する総合支庁管内での活動実績あり	2	2	—	選択	
		国、県、市町村との防災協定を結び、県内（上記を 除く）での活動実績あり					1.5
		国、県、市町村との防災協定を結び、県内での実績 なし					1

	<森林土木事業> ④-2 過去2年間における活動実績（国、県、市町村との防災協定なし） [④-1 または④-2のうち該当のあるものを評価（最大2点）]	防災協定等を結ばないで、工事施工場所を所管する総合支庁管内での森林地域の防災活動実績あり	1	-	選択
		防災協定等を結ばないで、県内（上記を除く）での森林地域の防災活動実績あり	0.5		
		防災協定等を結ばないで、県内での森林地域の防災活動実績なし	0		
	⑤過去2年間におけるインターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している	0.5	-	選択
		受入れの実績を有していない	0		
技術点計			20	20	

4-4 簡易型の実施内容

4-4-1 適用上の留意点

- (1) 簡易型においては、「地域雇用促進型」として農家の就労により農家目線でのアイデア提案やきめ細かな施工により工事の品質確保が期待できる「農家雇用」、または農業農村整備工事に40歳未満の若手技術者や女性技術者を現場に配置し、農業農村整備工事に精通した技術者を育成する「若手・女性技術者配置」のどちらかを組み込むことができる。

4-4-2 簡易型の実施方法

- (1) 簡易Ⅰ型にあつては、入札参加資格確認申請時に提出される「施工計画及び品質管理に関する技術資料（様式簡易Ⅰ第2号～第3号）」を適正に審査するとともに、落札者の提出した技術資料に基づく施工の履行が確保されなければならない。

また、「企業の能力及び技術者の能力に関する技術資料（様式簡易第1号～第2号）」を適正に審査するものとする。

- (2) 簡易Ⅱ型にあつては、入札参加資格確認申請で提出される「企業の能力及び技術者の能力に関する技術資料（様式簡易第1号～第2号）」を適正に審査するものとする。
- (3) 「地域貢献活動」は、活動実績（様式貢献第1号～貢献第2号）について審査するものとする。
- (4) 評価項目に「地域雇用促進型」を組み込んだ場合は、「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号：農家雇用計画書（様式雇用第1号）並びに若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号））について審査する。

「農家雇用」は、落札者の提出した農家雇用実施計画書等（様式雇用第2号～第3号）に基づく施工の履行が確保されなければならない。

但し、「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）における「地域雇用促進型の項目選択」については、「1 農家雇用計画書（様式雇用第1号）」、「2 若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号）」及び「3 該当なし」のいずれかを必ず選択のうえ記載し、提出するものとする。（組み込まないものは、該当なしとして提出。）

4-4-3 評価項目の内容

- (1) 施工計画と品質管理

施工計画は、施工手順、工期設定、地形・地質の判断、地域環境への配慮等とし、品質管理は、造成施設の品質管理方法、工事完成後に確認できなくなる部分に係る品質確認方法等とする。

- (2) 地域貢献活動

地域貢献活動は、評価する事業毎に評価項目を選択する。またこれ以外の事業については、設定を含め別途対応するものとする。

① 農業農村整備事業

ア 企業として農地・水・環境保全活動または多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動の構成員となっていること。

イ 企業として農業参入していること。

ウ 国、県、市町村または土地改良区との防災協定の締結や、活動実績を有するもの。

エ その他、緊急雇用創出事業、地域づくり活動、農村環境保全活動、造成施設の保全管理活動、住民参加型直営施工の支援活動など契約担当者が認める活動

詳細については、「農業農村整備事業の地域貢献活動について」（別紙1）を参照。

② 森林土木事業

ア ボランティアによる森づくり活動

イ 企業が自ら行う森づくり活動

ウ 所有地の提供等の森づくり活動フィールドの提供

エ 学校や地域住民を対象とした森林環境教育活動

オ 「山形県山地防災ヘルパー」の活動

カ 企業として国、県または市町村との防災協定の締結や、活動実績を有するもの。

詳細については「森林土木事業の地域貢献活動について」（別紙2）を参照。

(3) 地域雇用促進型

域雇用促進型では、簡易型に選定された工事のうち、農家を雇用することにより工事の品質確保や向上が期待できる工事または、農業農村整備事業について若手・女性技術者の育成に寄与する工事を対象とする。下記の「① 農家雇用」または「② 若手・女性技術者現場配置」のどちらかを選択する。但し、組み込まない場合は、「該当なし」として提出する。

① 農家雇用

発注者が示す、当該工事の総労務者数に対して 20%以上の計画雇用割合を提出した場合、最大 3.0 点の加算点を配点し、20%未満の計画雇用割合については、評価点欄の算定式により求めたものを加算点とする。

② 若手・女性技術者現場配置

40歳未満の若手技術者または女性技術者（女性技術者の場合は年齢を問わない）を現場代理人、主任技術者（監理技術者）として配置した場合、最大 3 点の加算点を配点する。なお、「若手・女性技術者配置」は、配置予定技術者が 40歳未満または女性であり、3 カ月以上の雇用が確認できる資料を提出するものとする。

③ 地域雇用促進型を組み込む場合は、「簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合の取扱い」（別紙-3）を参照。

④ 地域雇用促進型の設定工事において、「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第 1 号：農家雇用計画書（様式雇用第 1 号）並びに若手・女性技術者配置計画書（様式若手第 1 号））を提出しない場合は、入札参加資格を失うものとする。なお、雇用計画書における「計画農家雇用数が 0 人・日」の場合、または「若手・女性技術者配置計画書」の若手または女性技術者の配置がないとき、どちらも入札参加資格は失わないものとする。（地域雇用促進型の設定工事 項目の選択（様式地域雇用第 1 号）において、該当がない（「3 該当なし」を選択）ときも入札参加資格は失わない。）

4-4-4 評価項目の設定

(1) 簡易 I 型の加算点の算定方法

簡易 I 型における評価項目及び配点を下表に示すが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。また、加算点については中間値の設定もできるものとする。

	評価項目	具体的な評価項目例		配点	
技術的能力	企業技術力	施工計画	施工手順の妥当性	必須	9
			技術的課題への対応		
	品質管理	技術的課題への対応		必須	6
		企業能力	施工実績		
	工事成績評定				
	工事顕彰歴				
	技術者の能力	施工経験	必須	6	
工事成績評定					
継続教育(CPD)					
等信企 頼業 性の	企業の信 頼性・社 会性	地域貢献度	地域貢献の活動実績	必須	2

用地 地域 雇		地域雇用促進	農家雇用または若手・女性技術者現場配置	選択	3
---------------	--	--------	---------------------	----	---

- (注) 1 技術的能力に関する評価項目のうち、施工計画及び品質管理については、9点を配点する。
2 「企業的能力」「技術者の能力」及び「地域貢献度」に関する具体的な評価項目、評価基準及び加算点は次表のとおりとする。

対象	評価項目	評価基準	配点	加算点	備考	
施工計画	① 施工手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる。	3	3	公告時に1項目以上を指定する。	
		適切であるが、工夫が見られない。		0		
		不適切である。		(欠格)		
	② 指定した課題への対応の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	6	3		3
		適切であるが、工夫が見られない。				0
		不適切である。				(欠格)
品質管理	③ 指定した事項の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	3	3		
		適切であるが、工夫が見られない。		0		
		不適切である。		(欠格)		
企業 の 能力	④ 過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり。	1	1		
		類似工事の実績あり。		0.5		
		実績なし。		0		
	⑤ 過去5年度における工事成績評定の平均点 *1*2	84点以上	3	1	1	
		81点以上 84点未満			0.75	
		78点以上 81点未満			0.5	
		75点以上 78点未満			0.25	
		75点未満又は評定通知なし。			0	
	⑥ 過去2年度における山形県優良工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1	1	1	
		顕彰歴なし			0	
技術者の 能力	⑦ 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり。	1	1		
		類似工事の経験あり。		0.5		
		経験なし。		0		
	⑧ 過去5年度における主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点 *1*2	84点以上	3	1	1	
		81点以上 84点未満			0.75	
		78点以上 81点未満			0.5	
		75点以上 78点未満			0.25	
		75点未満又は評定通知なし。			0	

	⑨ 過去2年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上		1	
		各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上、当該相当する数未満	1	0.5	
		各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1未満又は単位なし		0	
地域貢献	過去2年間における活動 [下記⑩と⑪を評価 (あわせて最大2点)]				共通
	<農業農村整備事業> ⑩ 過去2年間における地域貢献活動 [下記の⑩-1~⑩-3のうちいずれか一つを評価(最大2点)]				
	⑩-1 過去2年間における多面的機能の共同活動(農地・水・環境保全活動)	工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり	2	2	農業農村整備事業
		県内(上記を除く)での活動実績あり		1	
		県内での実績なし		0	
	⑩-2 過去2年間における企業の農業参入状況	工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり	2	2	
		県内(上記を除く)での活動実績あり		1	
		県内での実績なし		0	
	⑩-3 過去2年間における防災協定等活動実績 [下記の⑩-3-1または⑩-3-2のうち該当のあるものを評価(最大2点)]				
	⑩-3-1 国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績	国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり	2	2	
国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、県内(上記を除く)での活動実績あり		1.5			
国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、県内での実績なし		1			
⑩-3-2 過去2年間における活動実績(市町村、土地改良区との防災協定なし)	防災協定等を結ばないで、工事施工場所を所管する総合支庁管内での市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績あり	1	1		

地域貢献		防災協定等を結ばないで、県内（上記を除く）での市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績あり	2	0.5	森 林 土 木 事 業	
		防災協定等を結ばないで、県内での市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績なし				0
	<森林土木事業> ⑩ 過去2年間における地域貢献活動 [下記の⑩-1～⑩-2のうちいずれか一つを評価（最大2点）]					
	⑩-1 過去2年間における地域貢献活動（防災協定等活動実績を除く）	工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり		2		
		県内（上記を除く）での活動実績あり		1		
		県内での活動実績なし		0		
	⑩-2 過去2年間における防災協定等活動実績 [下記の⑩-2-1または⑩-2-2のうち該当のあるものを評価（最大2点）]					
	⑩-2-1 国、県、市町村との防災協定・活動実績	国、県、市町村との防災協定を結び、工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり		2		
		国、県、市町村との防災協定を結び、県内（上記を除く）での活動実績あり		1.5		
		国、県、市町村との防災協定を結び、県内での実績なし		1		
	⑩-2-2 過去2年間における活動実績（国、県、市町村との防災協定なし）	防災協定等を結ばないで、工事施工場所を所管する総合支庁管内での森林地域の防災活動実績あり		1		
		防災協定等を結ばないで、県内（上記を除く）での森林地域の防災活動実績あり		0.5		
		防災協定等を結ばないで、県内での森林地域の防災活動実績なし		0		
	⑪過去2年間におけるインターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している		0.5		0.5
受入れの実績を有していない		0				
技術点計			17			

地域雇用	⑫ 地域雇用促進型	農家雇用または若手・女性技術者 現場配置	(3)		
最高点合計（地域雇用促進型を組み込んだ場合）			(20)		

- ※ 1 特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。
- ※ 2 平成27年5月1日以後に入札公告を行う工事については、山形県県土整備部（旧土木部を含む）及び農林水産部所管工事における工事成績評定点に加え、山形県におけるその他の部局（警察本部、企業局、病院事業局等）から受注して完成した工事の工事成績評定点も評価の対象とする。
- 3 地域雇用促進型を評価項目として設定した場合は、（ ）内の配点とする。
- 4 農業農村整備事業の地域貢献活動については、（別紙1）を参照。
- 5 森林土木事業の地域貢献活動については、（別紙2）を参照。
- 6 地域雇用促進型は、「簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合の取扱い」（別紙3）を参照。

（2）簡易Ⅱ型の加算点の算定方法

簡易Ⅱ型における評価項目及び配点を下表に示すが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

		評価項目	具体的な評価項目例		配点
技術的能力	企業の技術力	企業の能力	施工実績	必須	10
			工事成績評定		
			工事顕彰歴		
		技術者の能力	施工経験		
			工事成績評定		
			継続教育(CPD)		
等信企 頼業 性の	企業の信頼性・社会性	地域貢献度	地域貢献の活動実績	必須	2
用地 域 雇		地域雇用促進	農家雇用または若手・女性技術者現場配置	選択	3

（注）「企業の能力」「技術者の能力」及び「地域貢献度」に関する具体的な評価項目、評価基準及び加算点は次表のとおりとする。

対象	評価項目	評価基準	配点	加算点		
企業 の 能力	① 過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2	2		
		類似工事の実績あり		1		
		実績なし		0		
	② 過去5年度における工事成績評定の平均点 *1 *2	84点以上	5	2	2	
		81点以上 84点未満			2	1.5
		78点以上 81点未満				1
		75点以上 78点未満				0.5
		75点未満又は評定通知なし。				0

	③ 過去2年度における山形県優良工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり 顕彰歴なし		1	1 0	
技術者の能力	④ 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	5	2	2	
		類似工事の経験あり			1	
		経験なし			0	
	⑤ 過去5年度における主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点 *1 *2	84点以上		2	2	
		81点以上 84点未満			1.5	
		78点以上 81点未満			1	
		75点以上 78点未満			0.5	
		75点未満又は評定通知なし。			0	
	⑥ 過去2年度における継続教育（CPD）の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上		1	1	
		各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上、当該相当する数未満			0.5	
各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1未満又は単位なし		0				
地域貢献	過去2年間ににおける活動 [下記⑦と⑧を評価 (あわせて最大2点)]		2			
	<農業農村整備事業> ⑦ 過去2年間ににおける地域貢献活動 [下記の⑦-1～⑦-3のうちいずれか一つを評価]					
	⑦-1 過去2年間ににおける多面的機能の共同活動（農地・水・環境保全活動）	工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり		2	2	
		県内（上記を除く）での活動実績あり			1	
		県内での実績なし			0	
	⑦-2 過去2年間ににおける企業の農業参入状況	工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり		2	2	
		県内（上記を除く）での活動実績あり			1	
		県内での実績なし			0	
	⑦-3 過去2年間ににおける防災協定等活動実績 [下記の⑦-3-1または⑦-3-2またはのうち該当のあるものを評価（最大2点）]					
	⑦-3-1 国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績	国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり		2	2	
		国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、県内（上記を除く）での活動実績あり			1.5	
		国、県、市町村、土地改良区との防災協定を結び、県内での実績なし			1	

地域 貢 献	⑦-3-2 過去2年間における活動実績（市町村、土地改良区との防災協定なし）	防災協定等を結ばないで、工事施工場所を所管する総合支庁管内での市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績あり	1	1	
		防災協定等を結ばないで、県内（上記を除く）での市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績あり		0.5	
		防災協定等を結ばないで、県内での市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績なし		0	
	<森林土木事業> ⑦ 過去2年間における地域貢献活動 [下記の⑦-1～⑦-2のうちいずれか一つを評価]				
	⑦-1 過去2年間における地域貢献活動（防災協定等活動実績を除く）	工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり	2	2	
		県内（上記を除く）での活動実績あり		1	
		県内での活動実績なし		0	
	⑦-2 過去2年間における防災協定等活動実績 [下記の⑦-2-1または⑦-2-2のうち該当のあるものを評価（最大2点）]				
	⑦-2-1 国、県、市町村との防災協定・活動実績	国、県、市町村との防災協定を結び、工事施工場所を所管する総合支庁管内での活動実績あり	2	2	
		国、県、市町村との防災協定を結び、県内（上記を除く）での活動実績あり		1.5	
		国、県、市町村との防災協定を結び、県内での実績なし		1	
	⑦-2-2 過去2年間における活動実績（国、県、市町村との防災協定なし）	防災協定等を結ばないで、工事施工場所を所管する総合支庁管内での森林地域の防災活動実績あり	1	1	
		防災協定等を結ばないで、県内（上記を除く）での森林地域の防災活動実績あり		0.5	
		防災協定等を結ばないで、県内での森林地域の防災活動実績なし		0	
⑧過去2年間におけるインターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している	0.5	0.5		
	受入れの実績を有していない		0		
技術点計					
地域 雇用	⑨地域雇用促進型	農家雇用または若手・女性技術者現場配置	(3)		
最高点合計			(15)		

- ※ 1 特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去5年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。
- ※ 2 平成27年5月1日以後に入札公告を行う工事については、山形県県土整備部（旧土木部を含む）及び農林水産部所管工事における工事成績評定点に加え、山形県におけるその他の部局（警察本部、企業局、病院事業局等）から受注して完成した工事の工事成績評定点も評価の対象とする。
- 3 地域雇用促進型を評価項目として設定した場合は、（ ）内の配点とする。
- 4 農業農村整備事業の地域貢献活動については、（別紙1）を参照。
- 5 森林土木事業の地域貢献活動については、（別紙2）を参照。
- 6 地域雇用促進型は、「簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合の取扱い」（別紙3）を参照。

(3) 同種・類似工事の条件設定

同種・類似工事の条件設定例を下表に示す。設定にあたっては、分かり易い表現とする。

	同種工事	類似工事	備考
例1	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模程度）以上の工事	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模の1割程度）以上の工事	①
例2	〇〇工及び〇〇工（当該工事の主な工種）の両方を含む工事	〇〇工又は〇〇工（当該工事の主な工種）のいずれかを含む工事	②
例3	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模の7割程度）以上の工事	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模の5割程度）以上の工事	③

備 考

- ①：施工実績・経験の有無で評価することが適切な工事。ただし、技術力の程度は工事規模を指標とするもの。なお、入札参加資格として規模割合を設定している場合は、それと同種・類似工事の規模割合の整合がとれていること。
- ②：施工実績・経験の有無で評価することが適切な工事。ただし、技術力の程度は工種数を指標とするもの。
- ③：実績・経験工事の規模で評価することが適切な工事。特別な技術・ノウハウが必要な工事、発注件数が少ない工種の工事、規模が大きい工事、特殊な施工条件となる工事など。なお、入札参加資格として規模割合を設定している場合は、それと同種・類似工事の規模割合の整合がとれていること。

4-5 品質等確実点の設定

低入札契約工事においては、適切な施工体制や工事の品質が確保されないおそれがあることから、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を担保するため、国土交通省の施工体制確認型総合評価落札方式の考え方に準じて評価を行う。

総合評価落札方式の分類ごとの品質等確実点は、次表のとおりとする。ただし調査基準価格を下回った入札者は0点とする。

	標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
品質等確実点	15点	12点	8点

4-6 VE提案書等の審査について

VE提案書の審査は、契約担当者が所管する「VE審査会」において行う。

簡易Ⅱ型については、「落札者決定基準等の審査」及び「技術資料の審査」に係る「VE審査会」の審査は、当該総合支庁の契約担当者の判断により省略することができるものとする。

5 評価内容の履行確保とペナルティ

5-1 技術提案、施工計画・品質管理に関する取扱い

5-1-1 性能等の確保

落札者の提示した技術提案、施工計画・品質管理（以下「技術提案等」という。）については、契約図書に明記し、その履行を確保するものとする。

5-1-2 履行確認

技術提案等の履行を検証することは、契約内容の効用の確保及び発注者としての公正な競争を図るため重要であるため、工事の監督・検査にあたっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

工事の監督にあたっての確認は、総括監督員が（山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱 別紙2）により行う。

5-1-3 ペナルティ

落札者の提示した技術提案等が、当該落札者の責により達成できなかった場合の取扱いについては、工事成績の減点及び契約金額の減額等を行うものとする。

なお、その決定は「VE審査会」で行うものとする。

(1) 工事成績評定の減点

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

※最大値8点は、工事成績評定考査項目別運用表「法令遵守」の文書注意相当の減点値である。

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じた加算点 (点) ($\beta < \alpha$)

算出された点数については、少数第2位を四捨五入して少数第1位までとする

(2) 契約金額の減額

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C : 当初 (変更がある場合には変更後) の契約金額 (円)

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じた加算点 (点) ($\beta < \alpha$)

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

5-2 配置技術者の変更に関する取扱い

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」、「地域雇用促進型 [若手・女性技術者配置]」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うものとする。

工事成績評定の減点

$$\text{減点値} = 3 \times (\varepsilon - \theta) / \varepsilon$$

※最大値3点は、工事成績評定審査項目別運用表「法令遵守」

の口頭注意以上の処分がなかった場合相当の減点値である。

ε : 当初の「技術者の能力」、「地域雇用促進型 [若手・女性技術者配置]」に関する評価点 (点)

θ : 変更後の「技術者の能力」、「地域雇用促進型 [若手・女性技術者配置]」に関する再評価点 (点) ($\theta < \varepsilon$)

算出された点数については、少数第2位を四捨五入して少数第1位までとする

6 入札公告時に明示する事項

当該工事を実施するにあたって、発注者として決定した方針を明らかにする必要がある。

その上で、技術提案等の募集内容や評価の方法等を、可能な限り詳細かつ具体的に示し、積極的な技術提案を促すように努めることが重要であり、各分類毎の入札公告時の記載事項は以下の「○」とおりにする。

		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	
公 告	当該工事が総合評価落札方式による工事であること。	○	○	○	
	総合評価落札方式を行う事由	○	○	○	
	の 方 法 評 価	評価項目	○	○	○
		要求要件	○	○	
		評価基準	○	○	○
		評価値の算定方式	○	○	○
	入札参加資格の欠格に関する事項	○	○	○	
落札者の決定方法	○	○	○		
入 札 説 明 書	技術提案の内容を明示したVE提案書を提出すること、及び技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案に基づいて施工することができること。	○			
	技術資料を提出すること。	○	○	○	
	VE提案書（簡易Ⅰ型においては「技術資料」）は、入札参加資格の確認に反映されること。	○	○		
	VE提案書（簡易Ⅰ型においては「技術資料」）を適正と認めることにより当該VE提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。	○	○		
入 札 説 明 書	技術提案の採否については、入札参加資格の確認結果の通知に併せて通知すること。 技術提案を採用された場合は当該提案に基づく入札を行い、技術提案を採用されない場合において標準案による施工の旨を提出している場合は標準案に基づく入札を行うこと。	○			
	入札参加資格を認められた者は、技術資料に基づく入札を行うこと。		○		
	必要に応じてVE提案書（簡易Ⅰ型においては「技術資料」）のヒアリングを行うこと。	○	○		
	総合評価に関する質問の受付及び回答に関すること。	○	○	○	
	技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。	○	○		
	技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点や契約金額の減額等を行うこと。	○	○		
契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならないこと。もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後	○	○	○		

	の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うこと。			
特 記 仕 様 書	当該工事が総合評価落札方式による工事であること。	○	○	○
	落札者が提示し評価（加点）した提案値。ただし、評価（加点）した内容に直接関連する提案については、加点しなかった提案であっても必要に応じて記載すること。（公告時の特記仕様書は「(案)」とし、落札者が決定し金抜設計書を配付する時点で、当該提案値を記載し「(案)」を削除する。）	○	○	
	V E 提案書（簡易 I 型においては「技術資料」）を適正と認めることにより当該 V E 提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。	○	○	
	技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。	○	○	
	工事の監督・検査にあたっては、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認すること。また、そのための資料を作成し監督員に提出しなければならないこと。	○	○	
	技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点や契約金額の減額等を行うこと。	○	○	
	契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならないこと。もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うこと。	○	○	○

7 参考資料

(1) 農林水産省関係

- ① 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」
平成12年3月28日 12経第609号 大臣官房経理課長 ⇒ 大臣官房地方課長
○包括協議の内容について
- ② 「工事に関する総合評価落札方式の実施について」
平成13年4月2日 12経第2806号 農林水産事務次官 ⇒ 大臣官房地方課長
○ガイドラインについて
- ③ 「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続きについて」
平成13年4月2日 12経第2807号 大臣官房経理課長 ⇒ 大臣官房地方課長
○事務手続きについて
- ④ 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」
平成15年4月22日 15経第152号 大臣官房経理課長 ⇒ 大臣官房地方課長
○性能等の評価方法について

(2) 山形県県土整備部関係

- ① 「山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」
平成26年5月1日施行
- ② 「山形県県土整備部総合評価落札方式運用ガイドライン」
平成26年5月1日施行

「農林水産部建設工事の入札方式選定フロー」 ……末尾に掲載

「農林水産部における総合評価落札方式実施手順フロー」 ……末尾に掲載

8 様式等

「山形県農林水産部建設工事における総合評価落札方式ガイドライン（運用編）」の様式による。

担当

- ① 農林水産部農村整備課 設計・システム管理担当

TEL 023-630-2157

農林水産部総合評価落札方式の制度全般

農業農村整備事業の地域貢献活動及び地域雇用促進型に関すること

- ② 農林水産部林業振興課 森林保全担当 TEL 023-630-2532

森林土木事業の地域貢献活動に関すること

附則

このガイドラインは平成30年7月17日から適用する。

－《農業農村整備事業の地域貢献活動について》－

1 趣 旨

農林水産部総合評価落札方式において、工事の品質確保及び農業施策の円滑な推進に資することを目的として、企業の地域貢献活動を社会性、信頼性の指標として評価するものである。

ここでは、山形県農林水産部総合評価落札方式実施要綱第2条2項により農業農村に係る地域貢献活動を評価する場合の取扱いを定めるものとする。

2 評価項目と評価点

地域貢献活動に評価対象活動の参加実績等を評価する場合の配点については、下表のとおりとする。

対象	評価項目	評価基準	配点	評価点	
地域 貢献 活動	過去2年間における活動 [下記のⅠとⅡを評価 (あわせて最大2点)]				
	Ⅰ 過去2年間における地域 貢献活動(下記の1～3のう ちいずれか一つを評価)				
	1 過去2年間における農 地・水・環境保全活動(多 面的機能の共同活動)	工事施工場所を所管する総合支庁管 内での活動実績あり	2	2	2
		県内(上記を除く)での活動実績あり			1
		県内での実績なし			0
	2 過去2年間における企業 の農業参入状況	工事施工場所を所管する総合支庁管 内での活動実績あり	2	2	2
		県内(上記を除く)での活動実績あり			1
		県内での実績なし			0
	3 過去2年間における防災 協定等活動実績 (下記の3-1または3-2 のうち該当のあるものを評価 (最大2点))		2		
	3-1 国、県、市町村、土 地改良区との防災協定・活動 実績	国、県、市町村、土地改良区との防災 協定を結び、工事施工場所を所管する 総合支庁管内での活動実績あり	2	2	2
		国、県、市町村、土地改良区との防災 協定を結び、県内(上記を除く)での 活動実績あり			1.5
		国、県、市町村、土地改良区との防災 協定を結び、県内での実績なし			1
3-2 過去2年間における 活動実績(市町村、土地改良 区との防災協定なし)	防災協定等を結ばないで、工事施工場 所を所管する総合支庁管内での市町 村、土地改良区が行う農村地域の防災 活動実績あり	1	1	1	
	防災協定等を結ばないで、県内(上 記を除く)での市町村、土地改良区が 行う農村地域の防災活動実績あり			0.5	

		防災協定等を結ばないで、県内での市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動実績なし		0
II	過去2年間におけるインターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している	0.5	0.5
		受入れの実績を有していない		0
最高点合計			2	

※「過去2年間」とは、直前2カ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいう。

3 評価対象活動の内容は次のとおりとする。

評価対象活動は、次の「I 地域貢献活動（インターンシップ等以外）」と「II 地域貢献活動（インターンシップ等）」を評価し、評価点はあわせて最大2点とする。

I 地域貢献活動（インターンシップ等以外）

次の地域貢献活動のうち、いずれか一つを評価する。

- (1) 企業として農地・水保全活動または多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動の構成員となっていること。

「農地・水保全管理支払交付金実施要綱」（平成24年4月6日付け23農振第2342号制定）に基づき山形県農地・水・環境保全向上対策事業、または「多面的機能支払交付金実施要綱」（平成26年4月1日付け25農振第2354号）に基づき山形県多面的機能支払交付金の共同活動を実施する活動組織において、企業として構成員となっていること。なお、証明資料として、規約（構成員一覧表）等の写しを提出するものとする。

- (2) 企業として農業参入していること。

- ① 農業参入は次のとおりとする。

ア 農業生産物とは、農産物一般、林産物、畜産物、花卉とする。

イ 農業生産物は、栽培や飼育管理をしているものに限り、加工のみは対象外とする。

また、林産物は、「山菜」、「きのこ」とし、栽培しているものに限る。

ウ 農業参入の規模として、農地を使用する場合は、「経営耕地面積が30a以上」農地法第3条の許可書の写しを添付する。農地を使用しないものは、「農産物販売金額年間50万円以上」出荷証明書を添付する。

- ② 企業として農業を営んでいる実績は次のとおりとする。

ア 建設会社の経営分野に農業を追加しているものは、当該建設会社の定款の写しを添付すること。

イ 建設会社を母体として農業分野の新会社を設立したものは、新会社の商業登録簿謄本（全部事業証明書）の写しを添付する。なお、商業登録簿謄本は、過去1年以内に発行されたものとする。（新会社を設立した主体となっている建設会社であること）

ウ 社長や役員が農地を企業が使用する場合は、個人と企業間の借地契約書及び農地法第3条の許可書の写しを添付する。

エ 農地所有適格法人として農地を取得または借り受けしている場合は、農地所有適格法人と建設会社の関係を証明できる資料を添付する。（建設会社として農地所有適格法人の経営に参画していること、及び出資状況等）（経営に参画し主体となっている建設会社であること）

オ 農産物等の販売か自社使用にかかわらず評価対象とする。但し、自社使用の場合は、品目、使用量、販売額に相当する金額が客観的に証明できる資料を添付する。

- (3) 国、県、市町村または土地改良区との防災協定の締結や、活動実績を有するもの。

但し、過去2年間における国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績と、市町村、

土地改良区が行う農村地域の防災活動の実績の中から該当のあるものを評価し、最大2点の配点とする。(国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績と市町村、土地改良区が行う農村地域の防災活動の実績の評点はそれぞれ加算できる。)

(3)-1 国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績

(3)-1-1 県との防災協定・活動実績

「山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定」(平成22年4月1日協定)に基づき山形県知事と協定締結、災害発生時における地すべり防止施設及び県管理農業用水利施設等の緊急応急工事等の実績を有する企業。

防災協定の締結状況、緊急応急工事等の実績とは次に示すものをいう。

- ① 山形県知事と締結した協定書の写し
- ② 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ③ 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ④ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

なお、実績を証明する資料として当該総合支庁が発行する証明書を提出する。

(3)-1-2 国、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績

「国、市町村、土地改良区との防災協定」とは、国、市町村、土地改良区と、企業が構成する団体とが締結している農業用水利施設等に関する協定や覚書とし、企業が個別に、国、市町村、土地改良区と締結した協定については評価の対象外とする。

- ① 国、市町村、土地改良区と締結した協定書の写し
- ② 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ③ 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ④ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

なお、実績を証明する資料として当該する国、市町村又は土地改良区との契約書(請書)の写し又は実績の証明書(指示書、依頼書等)を提出する。

但し、過去2年間における国、県、市町村、土地改良区との防災協定・活動実績は、国、県、市町村、土地改良区ごとの防災協定・活動実績とし、いずれか1つを適用する。(国、県、市町村または土地改良区ごとに、それぞれを加算しない。)

(3)-2 過去2年間における活動実績(市町村、土地改良区との防災協定なし)

企業として市町村、土地改良区が行う農村地域の防災・災害活動の実績を有するもの。

農村地域防災活動とは、市町村または土地改良区管内の土地改良施設等を対象とし、市町村または土地改良区が行う農村地域の防災・災害活動に、企業として寄与する活動。

(3)-2-1 活動となる緊急応急工事等

- ① 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ② 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ③ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

(3)-2-2 緊急応急工事等とは、以下の対象工種とする。

- ① 溢水の恐れのある水路の天端に土のうを設置
- ② 農地の埋塞、水路等の閉塞した土砂の撤去
- ③ ため池決壊の恐れのある堤体の開削
- ④ 災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置
- ⑤ 破裂したパイプラインの応急復旧工事
- ⑥ 崩壊・崩落した頭首工、農道、水路等の応急復旧工事 等

但し、見回りのみ、災害復旧本工事、維持管理活動は除く。

(3)-2-3 活動の証明資料

実績を証明する資料として、当該市町村又は土地改良区との契約書（請書）の写し又は実績の証明書（指示書、依頼書等）を提出する。

(4) その他、緊急雇用創出事業、地域づくり活動、農村環境保全活動、造成施設の保全管理活動、住民参加型直営施工の支援活動など各総合支庁の推進施策に基づき独自に設定する評価活動。

II 地域貢献活動（インターンシップ等）

次の地域貢献活動を評価する。

(1) インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績

インターンシップ、職場体験学習、現場実習その他これらに類するものを評価対象とする。

（現場での実習や体験を伴わない現場見学会等、および一般事務に関するものについては、評価対象外とする。）

4 様式等

「山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン（運用編）」の3 様式（様式貢献第1号）による。

－《森林土木事業の地域貢献活動について》－

1 趣旨

農林水産部総合評価落札方式において、工事の品質確保及び森林土木事業の円滑な推進に資することを目的として、企業の社会性、信頼性の指標として、企業の地域貢献活動を評価項目とするものである。

ここでは、山形県農林水産部総合評価落札方式実施要綱第2条2項に基づき地域貢献活動に各種活動の実績等を組み込む場合の取扱いを定めるものとする。

2 評価項目と評価点

地域貢献活動に評価対象活動の実績等を評価する場合の配点については、下記のとおりとする。

対象	評価項目	評価基準	配点	評価点	
地域 貢献 活動	過去2年間における活動 [下記のⅠとⅡを評価 (あわせて最大2点)]				
	Ⅰ 過去2年間における地 域貢献活動(下記の1～2のう ちいずれか一つを評価)				
	1 過去2年間における地 域貢献活動(防災協定等 活動実績を除く(1項目 以上対象))	工事施工場所を所管する総合支庁管内 での活動実績あり	2	2	2
		県内(上記を除く)での活動実績あり			1
		県内での実績なし			0
	2 過去2年間における防 災協定等活動実績 (下記の2-1または2- 2のうち該当のあるものを 評価(最大2点))				
	2-1 国、県、市町村と の防災協定・活動実績	国、県、市町村との防災協定を結び、工 事施工場所を所管する総合支庁管内で の活動実績あり	2	2	2
		国、県、市町村との防災協定を結び、県 内(上記を除く)での活動実績あり			1.5
		国、県、市町村との防災協定を結び、県 内での実績なし			1
	2-2 過去2年間におけ る活動実績(国、県、市町 村との防災協定なし)	防災協定等を結ばないで、工事施工場所 を所管する総合支庁管内での森林地域 の防災活動実績あり	1	1	1
		防災協定等を結ばないで、県内(上記 を除く)での森林地域の防災活動実績あ り			0.5
		防災協定等を結ばないで、県内での森林 地域の防災活動実績なし			0
Ⅱ 過去2年間におけるイ ンターンシップ、職場体験 学習等	インターンシップ、職場体験学習等の受 入れの実績を有している	0.5	0.5	0.5	
	受入れの実績を有していない			0	
最高点合計			2		

※「過去2年間」とは、直前2カ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいう。

3 評価対象活動

評価対象活動は、次の「Ⅰ 地域貢献活動（インターンシップ等以外）」と「Ⅱ 地域貢献活動（インターンシップ等）」を評価し、評価点はあわせて最大2点とする。

Ⅰ 地域貢献活動（インターンシップ等以外）

評価対象活動は、入札参加企業（「山形県山地防災ヘルパー」については、登録された者が所属している（いた）企業をいう。）または入札参加企業が所属している（いた）団体等（以下「所属団体等」という。）が、過去2年間に実施した次に掲げた活動（所属団体等が実施した活動については、入札参加企業が参加した活動に限る。）のうち、最大の評価点である活動1件とする。（入札参加者が提出した技術資料に限る。）

- (1)－① ボランティアによる森づくり活動（企業等が森づくりに参加して行う活動）
 - (注)1 行政が主催、共催、後援し、かつ、入札参加企業から3名以上参加したボランティアによる森づくり活動に限る。（研修会等は含めない。）
 - 2 複数年参加しているものに限る。
 - ※（注）2については、平成27年5月1日以後入札公告を行う工事から適用する。
 - (1)－② 企業等が自ら行う森づくり活動
 - (注)1 契約または協定等により複数年実施され、証明できるものに限る。
 - 2 募金奉仕組織等（財団法人山形県みどり推進機構が定める「緑の募金実施要領」による。）による緑の募金活動を含む。（複数年の実績があり、証明できるものに限る）
 - (1)－③ 所有地の提供等の森づくり活動フィールドの提供
 - (注)契約または協定等により複数年実施され、証明できるものに限る。
 - (1)－④ 学校や地域住民を対象とした森林環境教育活動
 - (注)契約または協定等により複数年実施され、証明できるものに限る。
 - (1)－⑤ 「山形県山地防災ヘルパー」の活動（注）県の認定を受けた者の活動に限る。
- (2) 国、県または市町村との防災協定の締結や、活動実績を有するもの。
但し、過去2年間における国、県、市町村との防災協定・活動実績と、森林地域の防災活動の実績の中から該当のあるものを評価し、最大2点の配点とする。（国、県、市町村との防災協定・活動実績と森林地域の防災活動の実績の評点はそれぞれ加算できる。）

(2)-1 国、県、市町村との防災協定・活動実績

(2)-1-1 県との防災協定・活動実績

「山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定」（平成27年1月30日協定）に基づき山形県知事と締結し、災害発生時における治山施設等及び県管理林道施設の緊急応急工事等の実績を有する企業。

防災協定の締結状況、緊急応急工事等の実績とは次に示すものをいう。

- ① 山形県知事と締結した協定書の写し
- ② 県の出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ③ 県の出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ④ 県の出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

なお、実績を証明する資料として当該総合支庁が発行する証明書を提出する。

(2)-1-2 国、市町村との防災協定・活動実績

「国、市町村との防災協定」とは、国、市町村と、企業が構成する団体とが締結している治山施設等に関する協定や覚書とし、企業が個別に、国、市町村と締結した協定については評価の対象外とする。

- ① 国、市町村と締結した協定書の写し
- ② 出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ③ 出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ④ 出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

なお、実績を証明する資料として当該する国、市町村の契約書（請書）の写し又は実績の証明書（指示書、依頼書等）を提出する。

但し、過去2年間における国、県、市町村との防災協定・活動実績は、国、県、市町村ごとの防災協定・活動実績とし、いずれか1つを適用する。（国、県、市町村ごとに、それぞれを加算しない。）

(2)-2 過去2年間における活動実績（国、県、市町村との防災協定なし）

企業として森林地域の防災・災害活動の実績を有するもの。

森林地域防災活動とは、管内の治山施設等及び県管理林道施設を対象とし、森林地域の防災・災害活動に、企業として寄与する活動。

(2)-2-1 活動となる緊急応急工事等

- ① 県の出動要請を受けて企業の負担により現地調査及び工法検討を行った場合。
- ② 県の出動要請を受けて現地に資機材及び工事用車両を搬入した場合。
- ③ 県の出動要請を受けて緊急応急工事等を行った場合。

(2)-2-2 緊急応急工事等とは、以下の対象工種とする。

- ① 治山施設等が被災し又は被災の恐れがある場合の応急復旧工事
- ② 県管理林道の法面崩壊、水路等の閉塞に係る応急復旧工事
- ③ 但し、見回りのみ、災害復旧本工事、維持管理活動は除く。

(2)-2-3 活動の証明資料

実績を証明する資料として、当該総合支庁、国、市町村との契約書（請書）の写し又は実績の証明書（指示書、依頼書等）を提出する。

II 地域貢献活動（インターンシップ等）

次の地域貢献活動を評価する。

(1) インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績

インターンシップ、職場体験学習、現場実習その他これらに類するものを評価対象とする。

（現場での実習や体験を伴わない現場見学会等、および一般事務に関するものについては、評価対象外とする。）

4 様式等

「山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン（運用編）」の3 様式（様式貢献第2号）による。

－《簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合の取扱い》－

1 地域雇用促進型の趣旨

農家人口の減少や高齢化が進んでいるが、農業農村整備工事においては、農家を雇用することで農家目線でのアイデアの提案と、きめ細かな施工により工事の品質確保や向上に貢献することが期待される。

また、建設業界においては建設工事の減少により、若手技術者の減少及び高齢化が進んでおり、農業農村整備工事に精通した技術者が少なくなっている。そこで、農業農村整備の工事現場に若手や女性技術者を配置することにより、若手や女性技術者の技術力向上と農業農村整備工事の将来にわたる品質の確保・向上が期待される。

このため、農業農村整備工事の品質確保を目的として総合評価落札方式簡易型の対象工事において、農家雇用の確保または若手や女性技術者の工事現場への配置に関する計画を評価項目に組み込み、これを含めた総合評価により落札者を決定するものである。

ここでは、山形県農林水産部総合評価落札方式実施要綱第2条（6）により、地域雇用促進型を評価項目に組み込む場合の取扱いを定めるものとする。

2 適用

本方式は、入札参加希望者の選択した農家雇用計画または若手・女性技術者配置計画のどちらかを評価対象とし、この内容を単独で評価する方法ではなく、簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型との組合せにより実施することとし、この取扱いをここでは「地域雇用促進型」と称する。

3 対象工事

地域雇用促進型の対象工事は、簡易型に選定された工事のうち、工種がほ場整備、暗渠排水（地下かんがいを含む）、小用排水路工事等とする。また、それらを対象工事として契約担当者が適当と認めたものとする。

4 地域雇用計画書

契約担当者は、前項により地域雇用促進型で発注しようとする場合は、入札公告を行う際に、当該工事が農家雇用または若手や女性技術者の現場配置を評価する工事であること、及び「農家雇用計画書」並びに「若手・女性技術者配置計画書」の提出を求める旨を明示するものとし、その内容は次のとおりとする。

希望者は、「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号：農家雇用計画書（様式雇用第1号）並びに若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号））を作成し、簡易型で示された技術資料と共に入札参加資格確認申請の際に提出するものとする。但し、「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）における地域雇用促進型の項目選択については、「1 農家雇用計画書（様式雇用第1号）」、「2 若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号）」及び「3 該当なし」のいずれかを必ず選択し、記載する。

(1) 農家雇用

① 農家雇用計画書における「農家」とは次のいずれかに該当する者をいい、その者と生計を同一にする者を含めることができる。

ア 土地改良区の組合員で現に耕作を行っていると認められる者。

イ 農業委員会の台帳において耕作者となっている者。

ウ 農協組合員として農産物の出荷、農業資材等の購買が現に認められる者。

エ 市場での農産物に係る取り引きが現にあると認められる者

オ その他、客観的資料に基づき農林水産業に従事していると認められる者。

- ② 地域雇用促進型は農家の計画雇用割合に応じた評価を、他の簡易型の評価項目と合わせて行うものである。

なお、「計画雇用割合」とは、当該工事の入札にあたり、発注者から示された総労務者数（現場代理人、主任・監理技術者を除く。）に占める農家雇用の割合をいう。

- ③ 対象となる農家は、県内に住所を有する者とし、雇用区域は次の範囲とする。

ア 工事箇所所在市町村を管轄する総合支庁の所管区域内。

イ 上記の範囲外に入札公告で示す主たる営業所を有する者にあつては、その所在地を管轄する総合支庁の所管区域を含めることができる。

- (2) 若手・女性技術者配置計画

若手・女性技術者配置計画における「若手・女性技術者」とは次の条件に該当するものとし、現場代理人、主任技術者または監理技術者とする。

① 当該技術者の年齢が40歳未満または女性（女性技術者の場合は年齢を問わない）であること。（入札参加資格確認申請期限の日）

② 受注者との雇用関係が3カ月以上あること。（入札参加資格確認申請期限の日）

なお、若手・女性技術者配置計画書を提出する場合は、雇用契約書や健康保険証等の受注者との雇用関係及び年齢や性別を証する資料の写しを添付する。

- (3) 評価点の取扱い

本方式は、入札参加希望者の選択した農家雇用計画または若手・女性技術者配置計画のどちらかを評価対象とする。

- (4) 地域雇用促進型の設定工事において、「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号：農家雇用計画書（様式雇用第1号）並びに若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号））を提出しない場合は、入札参加資格を失うものとする。なお、雇用計画書における「計画農家雇用数が0人・日」の場合、または「若手・女性技術者配置計画書」の若手または女性技術者の配置がないとき、どちらも入札参加資格は失わないものとする。（「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）において、該当がない（「3 該当なし」を選択）ときも入札参加資格は失わない。）

5 地域雇用計画書の審査

各総合支庁VE審査会では、提出された地域雇用計画書（農家雇用計画書並びに若手・女性技術者配置計画書）について、内容の適否・妥当性の審査を行うものとする。

6 評価項目と評価点

地域雇用促進型における評価項目と評価点の取扱いは次のとおりとし、簡易型で定めるものに追加して取扱うものとする。

- (1) 農家雇用計画

簡易型の評価点に、次により農家の雇用計画についての評価点（最大で3点）を加算し、技術点を求める。

① 農家雇用計画書に基づく計画雇用割合により評価点を求める。

② 入札参加希望者は農家雇用計画書を作成するにあたり、前記の「3 対象工事」で示す職種以外について、具体の農家が技能（免許等の所有）を有し、専門性の高い職種としての就労が確実に見込める場合は計画農家雇用数に含めることができる。

- (2) 地域雇用促進型〔農家雇用計画〕を組み合わせた簡易型の評価点は小数一位で取り扱うものとする。

対象	評価項目	対象職種	評価基準	配点	評価点
農家の雇用促進	①農家の雇用計画	・普通作業員 ・軽作業員 ・一般運転手 ・上記以外で技能又は免許等を有し専門性の高い職種での雇用が確実に見込める労務者	$\frac{\text{計画農家雇用数(人・日)}}{\text{当該工事の総労務者数(人・日)}} \times 100 = \text{計画雇用割合(\%)}$	3.0	$3.0 \div 20 \times \text{計画雇用割合(\%)}$
		雇用計画書における計画農家雇用数が「0人・日」の場合	0.0 (失格しない)		
計					(最大 3.0)

(注) (1) 計画雇用割合は小数2位四捨五入1位止めとする。

(2) 計画雇用割合について20%以上の計画を提出した場合、最大3.0点の評価点を配点し、20%未満の計画雇用割合については評価点欄の算定式により求めたものを評価点とする。

(3) 評価点の算定は小数2位四捨五入1位止めとする。

(4) 農家雇用計画書の未提出は失格とする。

(2) 若手・女性技術者配置計画

簡易型の評価点に、次により若手・女性技術者の配置計画についての評価点（最大で3点）を加算し、技術点を求める。

① 若手・女性技術者配置計画書に基づき、配置状況により評価点を求める。

対象	評価項目	対象技術者	評価基準	配点	評価点
若手・女性技術者の現場配置	若手・女性技術者の配置計画	現場代理人	若手または女性技術者を対象技術者に、1名を配置した場合。	3.0	3
		主任（監理）技術者	若手または女性技術者を対象技術者に、1名を配置した場合。		3
		現場代理人兼主任（監理）技術者	若手または女性技術者を対象技術者に、1名を配置した場合。		3
		なし	若手または女性技術者を対象技術者に、配置しない場合。		0 (失格しない)
計					(最大 3.0)

(注) (1) 若手または女性技術者を現場代理人、主任技術者、監理技術者の対象技術者に配置した場合は、1名につき対象技術者による評価点（3点）を加算し評価する。また、各対象技術者の評価点を加算した点は、最大3.0点の評価点とする。

(2) 若手・女性技術者配置計画書の未提出は失格とする。

(3) 「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）において、「2 若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号）」を選択し、複数の候補者を申請する場合の評価については、契約締結時に配置予定の現場代理人、主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者の対象技術者に若手または女性技術者を必ず最低1名配置するものとし、評価点は3点とする。

(4) 複数の候補者を申請する場合、現場代理人、配置予定の主任（監理）技術者、現場代理

人兼主任（監理）技術者の対象技術者に若手または女性技術者をいずれも配置できない組合せがあるときは、地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）において、「3 該当なし」を選択し、評価点0点とする。

(5) 若手または女性技術者として複数の候補者を対象技術者に配置予定とする場合は、「（様式若手第1号）若手・女性技術者配置計画書」に候補者のすべてを提出すること。

(6) 現場代理人に若手または女性を配置した場合は、雇用契約書や健康保険証等の請負者との雇用関係及び年齢や性別を証する資料の写しを添付するものとする。

7 地域雇用実施計画書

(1) 農家雇用

① 落札者は施工計画書提出時に「農家雇用実施計画書」（様式雇用第2号）及び「工種別農家雇用実施計画書」（様式雇用第3号）を提出しなければならない。なお、下請工事契約を予定している場合は、これに係る農家雇用数を含めることができる。

② 「農家雇用実施計画書」（様式雇用第2号）は「農家雇用計画書」（様式雇用第1号）の内訳書として作成されるもので、計画農家雇用数（人・日）と雇用割合については雇用計画書と一致しなければならない。

③ 具体の雇用者、農家としての確認に必要な資料として、次のものの提示（確認時の提示であり発注者側が保存する必要はない。）を求めることができる。

ア 農家と確認できる資料の写し（4の(1)①に係るもの。なお、発注者側で確認可能なものについては提示を求めないものとする。）

イ 請負者と雇用関係にある（または無い）ことを証する資料の写し（雇用契約書、賃金支払台帳、健康保険証、免許証、及び6の(1)の②に係るものは技能講習修了者証等とする。）

④ 「農家雇用実施計画書」（様式雇用第2号）の計画農家雇用数は、入札条件であることから、契約変更時以外は認めないものとするが、雇用者の入れ替え及び追加、雇用期間の変更については随時可能とする。

⑤ 上記の変更において、履行確認が済んだ期間については確認済数値を併記し、全体の計画農家雇用数は当初計画値を下回らないものとする。（減は履行確認欄に記載されるものである。）

(2) 若手・女性技術者配置

① 落札者が契約締結時に作成する現場代理人等指定（変更）通知書と、「若手・女性技術者配置計画書」（様式若手第1号）と一致しなければならない。

② 「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号）において、「2 若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号）」を選択し、複数の候補者を申請する場合の評価については、契約締結時に配置予定の現場代理人、主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者の対象技術者に若手または女性技術者を必ず最低1名配置するものとする。

③ 若手または女性技術者として複数の候補者を対象技術者に配置予定とする場合は、「（様式若手第1号）若手・女性技術者配置計画書」に候補者のすべてを提出すること。配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。

④ 現場代理人に若手を配置した場合は、雇用契約書や健康保険証等の受注者との雇用関係及び年齢や性別を証する資料の写しを添付するものとする。

8 履行確認

(1) 農家雇用

① 履行確認は、契約締結後に受注者が提出する「農家雇用実施計画書」（様式雇用第2号及び第3号）に基づき、総括監督員が現地調査及び出勤簿等により行うものとし、確認の頻度及び確認に必要な資料の提示等について、農家雇用実施計画書の提出時に発注者と受注者が協議して決定

する。

② 履行確認は、契約条件である当初の計画雇用農家数（人・日）が雇用されたか確認するものとする。

③ 雇用実績に基づいて再計算した評価点が入札時の評価点に満たない場合は不履行としてペナルティの対象とする。但し、変更設計において事業量が減となったことに伴う農家雇用の減少分はペナルティの対象としない。

また、事業量が増加した場合も、計画農家雇用数の増は求めない。

④ ペナルティの取扱いは、「本ガイドライン5 評価内容の履行確保とペナルティ」によるものとし、その決定はVE審査会で行うものとする。

(2) 若手・女性技術者配置

① 履行確認は、落札者が契約時に作成する現場代理人等指定（変更）通知書と「若手・女性技術者配置計画書」（様式若手第1号）と一致しなければならない。

② 受注者が変更契約締結時などに現場代理人、主任（監理）技術者、現場代理人兼主任（監理）技術者に配置した若手または女性技術者を変更する場合は、履行確認として現場代理人等指定（変更）通知書と履行確認「若手・女性技術者配置計画書」（様式若手第1号）と一致しなければならない。また、入札参加資格確認申請時の若手または女性技術者と違う技術者を配置する場合は、「技術者の能力」、「地域雇用促進型〔若手・女性技術者配置〕」の合計評価が同等以上の者とし、「若手・女性技術者配置計画書」（様式若手第1号）を提出する。

(3) ペナルティ

農家雇用、若手・女性技術者配置の履行確認におけるペナルティの取扱いは、「本ガイドライン5 評価内容の履行確保とペナルティ」によるものとし、その決定はVE審査会で行うものとする。

9 地域雇用計画書の作成費用

入札参加希望者が地域雇用計画書の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

10 入札公告等において明示する事項

地域雇用促進型で入札を実施する場合は、入札公告、入札説明書、設計図書について簡易型で示す項目のほか、次の事項を加えるものとする。

(1) 入札公告で提示

① 当該工事が、総合評価落札方式（簡易〇型）の評価項目に加えて地域雇用促進型（農家雇用計画または若手・女性技術者配置計画）についても評価を行う工事であること。

② 地域雇用促進型（農家雇用計画並びに若手・女性技術者配置計画）の要件（前記の「4 地域雇用計画書」）及び評価の基準。

③ 低入札価格調査制度を適用すること。

④ 地域雇用促進型の設定工事において、「地域雇用促進型の設定工事 項目の選択」（様式地域雇用第1号：農家雇用計画書（様式雇用第1号）並びに若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号））を提出しない場合は、入札参加資格を失うものとする。なお、雇用計画書における「計画農家雇用数が0人・日」の場合、または「若手・女性技術者配置計画書」の若手または女性技術者の配置がないとき、どちらも入札参加資格は失わないものとする。（地域雇用促進型の設定工事 項目の選択（様式地域雇用第1号）において、該当がない（「3 該当なし」を選択）ときも入札参加資格は失わない。）

(2) 入札説明書及び特記仕様書への記載

① 農家雇用実施計画書（様式雇用第2号）の提出とその取扱い方法。

② 農家雇用実施計画書（様式雇用第2号）に基づく履行確認の方法と雇用割合を達成できなかった場合の取扱い。

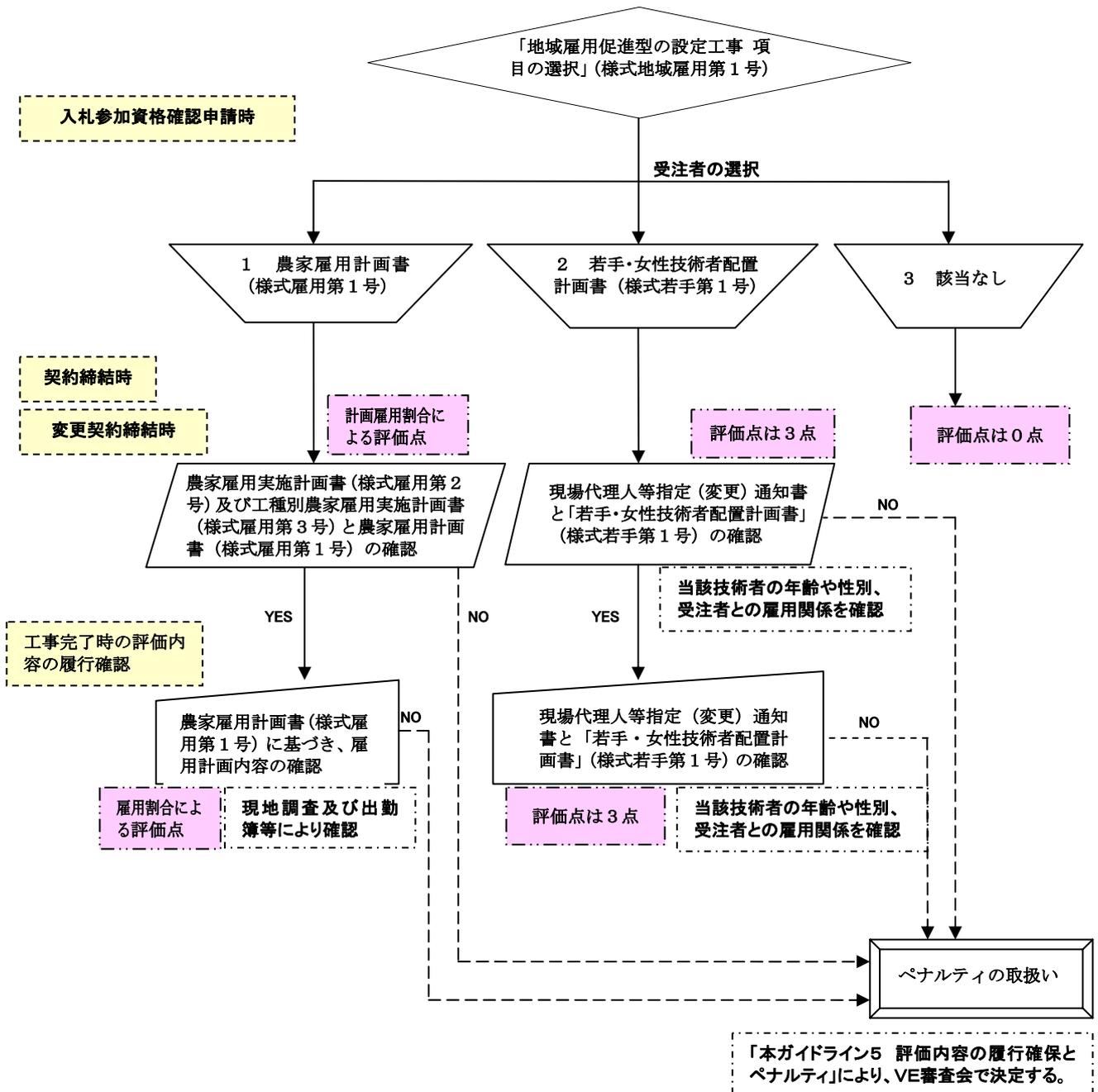
③ 若手・女性技術者配置計画書（様式若手第1号）の提出とその取扱い方法。

(3) 入札公告等において明示する方法

上記(1)及び(2)については、「簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合の取扱い」本文を簡易型で定める入札公告資料に添付することで代えることができる。

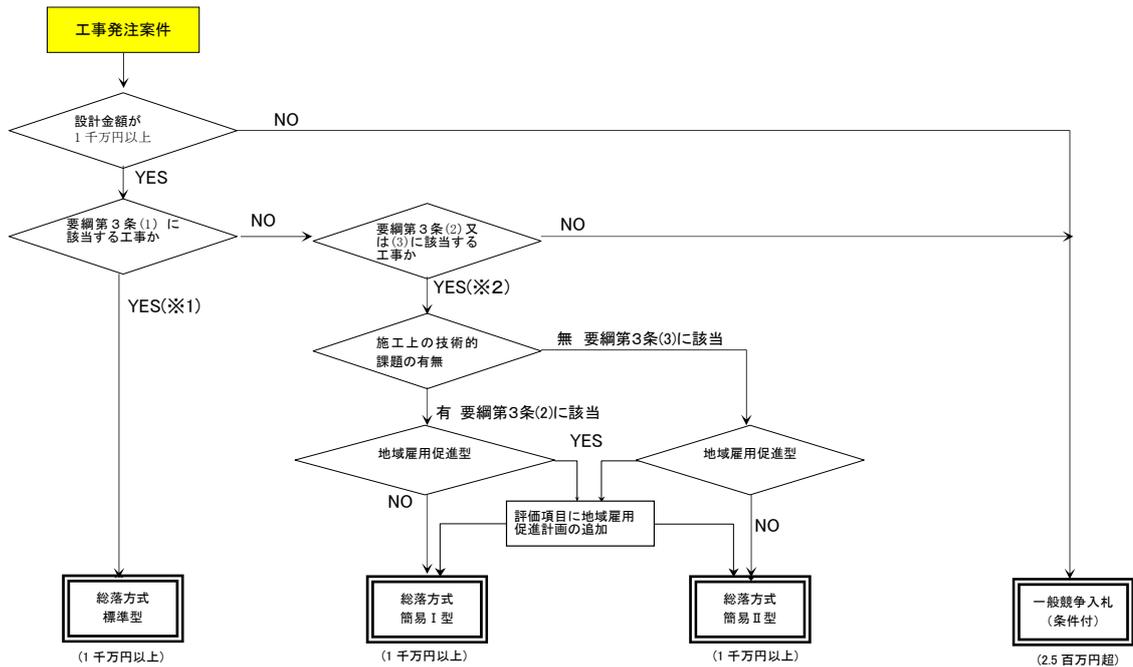
(参考)

—「簡易型の評価項目に地域雇用促進型を組み込む場合のフロー」—



(参考資料 1)

— ≪農林水産部建設工事の入札方式選定フロー≫ —



※1 要綱第3条(1) (設計金額が1千万円以上の工事)

(1) 標準型の対象工事は、技術的工夫の余地の大きい工事で、技術的課題があり特別な施工技術を要する以下の一に該当する工事とする。

ア 入札参加者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、工事価格に維持管理費等を含めたライフサイクルコストに、相当程度の差異が生ずると認められる工事

イ 入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の強度、耐久性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

※2 要綱第3条(2)、(3) (設計金額が1千万円以上の工事)

(2) 簡易I型は、入札参加者の提示する技術資料によって、施工手順の妥当性や指定した品質の管理等に相当程度の差異が生じると認められる工事

(3) 簡易II型は、入札参加者の提示する技術資料によって、円滑かつ適切な工事の実施に相当程度の差異が生じると認められる工事